一 国内旅行に係る取消料

区	分	取	消	料
(一) 次項以外の受注型企画旅行契約				
イ 口からへまでに掲げる場合以外の場合 (当	4社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に	企画	料金に	相当
限る。)		する	金額	
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼっ	って二十日目(日帰り旅行にあっては十日目)に当たる日	旅行	f 代 s	金の
以降に解除する場合 (ハからへまでに掲げる場合を除く。)		2 0	لِ % ا	以 内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼっ	って七日目に当たる日以降に解除する場合(ニからへまで	旅行	f 代 s	金の
に掲げる場合を除く。)		3 0	لِ % ا	以 内
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合		旅行	f 代 🕯	金の
		4 0	لِ % ا	以 内
ホ 旅行開始当日に解除する場合 (へに掲げる	場合を除く。)	旅行	f 代 🕯	金の
		5 0	لِ % ا	以 内
へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	1	旅行	代金の	
		1 0	0 %以	内
(二) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約		当該	船舶に	係る
		取消	料の規	定に
		より	ます。	
備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。				

二 海外旅行に係る取消料

区 分	取 消 料				
一 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)					
イ 口からニまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合					
に限る。)					
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(ハ及びニ					
に掲げる場合を除く。)					
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(ニに掲げる場合を除く。)					
	5 0 % 以内				
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合					
	100%以内				
二 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約					
イ 口からホまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合	企画料金に相当				
に限る。)					
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合(ハからホ					
までに掲げる場合を除く。)	2 0 % 以内				
	旅行代金の				

ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(二及びホ	5 0 % 以 内			
に掲げる場合を除く。)				
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合(ホに掲げ	旅行代金の			
る場合を除く。)	80%以内			
ホ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場	旅行代金の10			
合				
	当該船舶に係る			
三 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約				
	取消料の規定に			
	よります。			
備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。				

別表第二 変更補償金 (第三十条第一項関係)

亦再甘蔗人の土牡ンジ以再しみずず	一件あたりの率(%)		
変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後	
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0	
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他	1. 0	2. 0	
の旅行の目的地の変更			
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後	1. 0	2. 0	
の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った			
場合に限ります。)			
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0	
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる	1. 0	2. 0	
便への変更			
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への	1. 0	2. 0	
変更			
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0	2. 0	
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0	

注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、 当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

- 注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この 場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービ スの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- 注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等 又は一泊につき一件として取り扱います。